

日 銀 業 第 2 4 6 号  
2 0 2 1 年 5 月 2 0 日

国債振替決済制度参加者 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度に関する規則」第41条に定める報告書類の押印の不要化  
および提出方法の変更（電子メールによる提出）について

「国債振替決済制度に関する規則」（以下「振決規則」といいます。）第41条  
に基づき参加者から日本銀行に提出していただく報告書類について、政府により  
行政手続における押印を原則不要とする方針が示されていることを踏まえ、押印  
を不要とするとともに、新型コロナウイルス感染症を巡る状況を受けて、窓口で  
の書面授受の削減を図る観点から、提出方法を原則として電子メールによること  
としました。

参加者におかれましては、2021年6月以後に提出していただく報告書類に  
ついて、下記のとおり取扱っていただきますよう、お願いします。

—— 2020年12月にご連絡したとおり、日本銀行業務局では、金融機関の皆様との書  
面授受を2022年度中にオンライン化することを目指し、準備を進めており、本件は  
これに先駆けてオンライン化を図るものです。

—— 「国債振替決済償還額内訳報告表」（「国債振替決済制度における振決国債の元利  
金の配分等に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」別紙）の提出につ  
いては、2022年度中にオンライン化することを目指し、準備を進めておりますの  
で、オンライン化の実施までの間、郵送によりご提出いただきますよう、お願いしま  
す。

## 記

### 1. 押印の不要化

- 「国債振替決済元利金配分額内訳報告表」(振決規則第16号書式)について、届出の役職名・氏名の記載および届出印の押捺または署名を不要とします。参加者名および振決参加者コードを記載のうえ、ご提出ください。
- 上記の押印の不要化に伴う振決規則の改正および「国債振替決済事務取扱手引(参加者用)」の改訂は、追って実施します。

### 2. 電子メールによる提出

(対象書類)

- 次の報告書類について、提出方法を原則として電子メールとします。電子メールによる提出に支障がある場合には、後掲の照会先までご連絡ください。
  - ① 「国債振替決済元利金配分額内訳報告表」(振決規則第16号書式)
  - ② 「国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表」(振決規則第17号書式)
  - ③ 「国債振替決済業態別内訳額報告表」(振決規則第18号書式)

(電子メールの件名および報告書類のファイル名)

- 電子メールによる提出を行う場合には、上記①から③までの報告書類に応じ、電子メールの件名およびファイル名は、次表のとおりとしてください。なお、本文の記入は不要です。

書類	電子メールの件名	ファイル名
①	【配分額】 ○○銀行 <sup>(注1)</sup>	【配分額】 1234 <sup>(注2)</sup> ○○銀行 <sup>(注1)</sup>
②	【非居住者】 ○○銀行 <sup>(注1)</sup>	【非居住者】 1234 <sup>(注2)</sup> ○○銀行 <sup>(注1)</sup>
③	【業態別】 ○○銀行 <sup>(注1)</sup>	【業態別】 1234 <sup>(注2)</sup> ○○銀行 <sup>(注1)</sup>

(注1) 参加者名としてください。

(注2) 振決参加者コードとしてください。

(電子メールアドレス)

- 電子メールアドレスは次のとおりです。

post.od23@boj.or.jp (日本銀行業務局国債業務課国債業務グループ)

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)  
上山 (内線 : 6073) 、丸山 (内線 : 6019)

以 上